

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年7月13日（木） 号外第60号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（34）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（35）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 71

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県行政組織条例の一部改正により部が見直されること等に伴い、局及び課の組織を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 政策戦略本部に政策戦略局及びデジタル局を、輝く鳥取創造本部に中山間・地域振興局、中山間振興統括本部及び観光交流局を、総務部に行政体制整備局を、地域社会振興部に人権尊重社会推進局を、生活環境部に自然共生社会局を、県土整備部に道路局及び河川港湾局を置く。
- (2) 政策戦略本部にとっとり未来創造タスクフォース、税務課及び財政課を、政策戦略局に企画課、総合統括課、広報課、東京本部、関西本部及び名古屋代表部を、デジタル局にデジタル改革課（総務部と共管）及びデジタル基盤整備課を置く。
- (3) 中山間・地域振興局に人口減少社会対策課、買物環境確保推進課及び交通政策課を、観光交流局に観光戦略課、国際観光・万博課、交流推進課及びまんが王国官房を置く。
- (4) 行政体制整備局に人事企画課、職員支援課、職員人材開発センター、行財政改革推進課及びデジタル改革課（政策戦略本部と共管）を置く。
- (5) 人権尊重社会推進局に人権・同和対策課及び女性応援課を置く。
- (6) 自然共生社会局に自然共生課、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、循環型社会推進課及び水環境保全課を置く。
- (7) 道路局に道路企画課及び道路建設課を、河川港湾局に河川課、治山砂防課及び港湾課を置く。
- (8) 福祉保健部ささえあい福祉局に孤独・孤立対策課を置く。
- (9) 生活環境部くらしの安心局にまちづくり課及び住宅政策課を置く。
- (10) 内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。
- (11) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする(10)の一部を除き、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日とする。
  - イ 関係規則について所要の改正を行う。

## ◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

- (1) 行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県産業未来共創条例の制定等に伴い、私人に収納の事務を委託することができる歳入について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 個人情報開示請求等に係る手数料の収納事務を政策戦略本部政策戦略局名古屋代表部、教育委員会事務局教育総務課及び警察本部広報県民課の出納員に委任する。
- (3) 鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務を地域社会振興部文化政策課の分任出納員に委任する。
- (4) 私人に収納の事務を委託することができる歳入に、次に掲げる補助金の交付決定の取消しに伴う返還金を追加する。
  - ア 鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第2項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金

- イ 鳥取県産業成長応援条例第3条第1項の規定による認定を受けた産業成長事業を実施する者に交付された産業成長応援補助金及び同項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金
  - ウ 鳥取県産業未来共創条例第4条第1項の規定による認定を受けた産業未来共創事業を実施する者に交付された産業未来共創補助金及び同項の規定による認定を受けた先端的デジタル活用企業立地促進事業を実施する者に交付された先端的デジタル活用企業立地促進補助金
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
- ア (2)の一部及び(5)に関する事項 公布の日
  - イ (4)に関する事項 鳥取県産業未来共創条例の施行の日
  - ウ (1)の一部に関する事項 令和6年4月1日

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第34号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 本庁</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>部、局、課等の設置（第5条・第6条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節・第3節 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節・第2節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 <u>政策戦略本部の所管に属する機関（第23条・第24条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 <u>輝く鳥取創造本部の所管に属する機関（第25条・第26条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第5節 <u>総務部の所管に属する機関（第27条・第28条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 <u>危機管理部の所管に属する機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 <u>消防防災航空センター（第29条・第30条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 <u>消防学校（第31条・第32条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第7節 <u>地域社会振興部の所管に属する機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 <u>東部地域振興事務所（第33条・第34条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 <u>県民文化会館（第35条・第36条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第3款 <u>倉吉未来中心（第37条・第38条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第4款 <u>童謡館（第39条・第40条）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 本庁</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>部局、部内局、課等の設置（第5条・第6条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節・第3節 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節・第2節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 <u>交流人口拡大本部の所管に属する機関（第23条・第24条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 <u>危機管理局の所管に属する機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 <u>消防防災航空センター（第25条・第26条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 <u>消防学校（第27条・第28条）</u></p> <p>第5節 総務部の所管に属する機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1款 <u>公文書館（第29条－第33条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2款 <u>県税事務所（第34条・第35条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第3款 <u>人権ひろば21（第36条・第37条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 <u>地域づくり推進部の所管に属する機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 <u>東部地域振興事務所（第38条・第39条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 <u>県民文化会館（第40条・第41条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第3款 <u>倉吉未来中心（第42条・第43条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第4款 <u>童謡館（第44条・第45条）</u></p>

第5款 コンベンションセンター（第41条・第42条）

第6款 人権ひろば21（第43条・第44条）

第7款 男女共同参画センター（第45条・第46条）

第8款 社会体育施設（第47条・第48条）

第9款 倉吉体育文化会館（第49条・第50条）

第10款 産業体育館（第51条・第52条）

第11款 障害者体育センター（第53条・第54条）

第12款 埋蔵文化財センター（第55条－第57条）

第13款 むきばんだ史跡公園（第58条・第59条）

第8節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所（第60条・第61条）

第2款 保健所（第62条・第63条）

第3款 身体障害者更生相談所（第64条・第65条）

第4款 知的障害者更生相談所（第66条・第67条）

第5款 福祉人材研修センター（第68条・第69条）

第6款 看護師等養成施設（第70条－第72条）

第7款 歯科衛生専門学校（第73条・第74条）

第8款 精神保健福祉センター（第75条－第77条）

第9節 子ども家庭部の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国（第78条・第79条）

第2款 福祉相談センター（第80条－第82条）

第3款 児童相談所（第83条－第85条）

第4款 婦人相談所（第86条・第87条）

第5款 児童自立支援施設（第88条－第90条）

第6款 障害児入所施設及び児童発達支援センター（第91条－第93条）

第10節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所（第94条・第95条）

第2款 交通事故相談所（第96条・第97条）

第3款 東部建築住宅事務所（第98条・第99条）

第4款 略

第5款 コンベンションセンター（第46条・第47条）

第6款 社会体育施設（第48条・第49条）

第7款 倉吉体育文化会館（第50条・第51条）

第8款 産業体育館（第52条・第53条）

第9款 障害者体育センター（第53条の2・第53条の3）

第10款 埋蔵文化財センター（第54条－第56条）

第11款 むきばんだ史跡公園（第57条・第58条）

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所（第59条・第60条）

第2款 保健所（第61条・第62条）

第3款 身体障害者更生相談所（第63条・第64条）

第4款 知的障害者更生相談所（第65条・第66条）

第5款 削除

第6款 福祉人材研修センター（第69条・第70条）

第7款 障害児入所施設及び児童発達支援センター（第71条－第73条）

第8款 看護師等養成施設（第74条－第76条）

第9款 歯科衛生専門学校（第77条・第78条）

第10款 精神保健福祉センター（第79条－第81条）

第8節 子育て・人財局の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国（第82条・第83条）

第2款 福祉相談センター（第84条－第86条）

第3款 児童相談所（第87条－第89条）

第4款 婦人相談所（第90条・第91条）

第5款 児童自立支援施設（第92条－第94条）

第9節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所（第95条・第96条）

第2款 交通事故相談所（第97条・第98条）

第3款 東部建築住宅事務所（第99条・第99条の2）

第4款 略

第11節 略

第12節 農林水産部の所管に属する機関

第1款～第13款 略

第14款 栽培漁業センター（第131条－第133条）

第15款 とっとり賀露かっこ館（第134条・第135条）

第16款 水産試験場（第136条－第138条）

第13節 県土整備部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 みなとさかい交流館（第147条・第148条）

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関（第149条－第151条）

第15節 職制及び職務（第152条－第154条）

第4章 附属機関（第155条）

第5章 雑則（第156条）

附則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織（以下「部」という。）並びに部の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下同じ。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び課内室（課内室に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3・4 略

第1節 部、局、課等の設置

（部及び局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第

第10節 略

第11節 農林水産部の所管に属する機関

第1款～第13款 略

第14款 水産試験場（第131条－第133条）

第15款 栽培漁業センター（第134条－第136条）

第16款 とっとり賀露かっこ館（第137条・第138条）

第12節 県土整備部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 みなとさかい交流館（第147条－第150条）

第13節 令和新時代創造本部及び総務部の所管に属する機関（第151条・第152条）

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関（第153条－第155条）

第15節 職制及び職務（156条－158条）

第4章 附属機関（第159条）

第5章 雑則（第160条）

附則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織（以下「部局」という。）並びに部局の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、「部内局」（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び課内室（課内室に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3・4 略

第1節 部局、部内局、課等の設置

（部局及び部内局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第

5号) 第2条の規定により設置された部は、次のとおりである。

政策戦略本部

輝く鳥取創造本部

総務部

危機管理部

地域社会振興部

福祉保健部

子ども家庭部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

政策戦略本部	政策戦略局 デジタル局
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 中山間振興統括本部 観光交流局
総務部	総合事務センター <u>行政体制整備局</u>
<u>地域社会振興部</u>	<u>人権尊重社会推進局</u> スポーツ振興局 文化財局
略	
生活環境部	<u>自然共生社会局</u> <u>くらしの安心局</u>
略	
農林水産部	<u>農業振興局</u> 畜産振興局 森林・林業振興局 水産振興局
県土整備部	道路局 河川港湾局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表

5号) 第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

令和新時代創造本部

交流人口拡大本部

危機管理局

総務部

地域づくり推進部

福祉保健部

子育て・人財局

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

令和新時代創造本部	政策戦略監
交流人口拡大本部	観光交流局
総務部	<u>デジタル・行財政改革局</u> <u>人権局</u> 総合事務センター
<u>地域づくり推進部</u>	スポーツ振興局 <u>中山間・地域交通局</u> <u>中山間振興統括本部</u> 文化財局
略	
生活環境部	くらしの安心局
略	
農林水産部	<u>試験場統括本部</u> <u>農業振興監</u> 畜産振興局 森林・林業振興局 水産振興局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課

の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室
政策戦略本部	政策戦略局	とっとり未来創造タスクフォース	
		企画課	
		総合統括課	
		広報課	
	東京本部	拉致被害者対策調整室 総務・関係人口・県立ハローワークチーム 販路開拓・メディア連携・交流支援チーム	
		関西本部	企業立地・関係人口・県立ハローワークチーム 観光・情報発信・販路開拓チーム
		名古屋代表部	
		税務課	
		財政課	
		デジタル局	デジタル基盤整備課
	輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局	人口減少社会対策課
買物環境			

に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室
令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・エスディージーズSDGs推進課	
		総合統括課	
		広報課	
		女性活躍推進課	
交流人口拡大本部		統計課	
		ふるさと人口政策課	関係人口推進室
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総務・関係人口・県立ハローワークチーム 販路開拓・メディア連携・交流支援チーム
	関西本部	企業立地・関係人口・県立ハローワークチーム 観光・情報発信・販路開拓チーム	
		名古屋代表部	観光・情報発信・販路開拓チーム
		名古屋代表部	
観光交流局		観光戦略課	サイクルツーリズム振興室
		国際観光誘客課	



		確保推進課				交流推進課			
		交通政策課	空港振興室			まんが王国官房			
	中山間振興統括本部					危機管理政策課			
	観光交流局	観光戦略課	サイクルツーリズム振興室			危機対策・情報課			
		国際観光・万博課				原子力安全対策課			
		交流推進課				消防防災課			
		まんが王国官房				総務課			
総務部		総務課			総務部	財政課			
		政策法務課				政策法務課			
		営繕課				税務課			
		統計課				営繕課			
		行政監察・法人指導課				人事企画課	給与室		
		総合事務センター	庶務集中課			職員支援課			
			物品契約課			職員人材開発センター			
		行政体制整備局	人事企画課	給与室			デジタル・行財政改革局	デジタル改革推進課	
			職員支援課					行財政改革推進課	
				職員人材開発センター				人権局	人権・同和対策課
			行財政改革推進課			総合事務センター	庶務集中課		
政策戦略本部・総務部	デジタル局・行政体制整備局	デジタル改革課				物品契約課			
危機管理部		危機管理政策課							

		危機対策・情報課						
		原子力安全対策課						
		消防防災課						
地域社会 振興部	略	県民参画協働課	ボランティア社会・ エスディージーズ SDGs 推進室	地域づく り推進部	略	県民参画協働課	ボランティア社会 推進室	
		文化政策課				文化政策課		
						買物環境確保推進課		
	人権尊重 社会推進 局	人権・同和対策課		スポーツ 振興局	スポーツ課			
		女性応援課			ねんりんピック・ 関西ワールドマスターズゲームズ推進課			
	略	中山間・ 地域交通 局	中山間地 域政策課		中山間振 興統括本 部			
			地域交通 政策課					
		略						
	福祉保健 部	ささえあい福祉局	福祉保健課		福祉保健 部	ささえあい福祉局	福祉保健課	地域福祉 推進室
			孤独・孤 立対策課					
略			略					

	略	
子ども家庭部	略	
福祉保健部・子ども家庭部	略	
生活環境部	略	
	衛生環境研究所	水環境室
		化学衛生室 保健衛生室
		大気・地球環境室
	自然共生社会局	自然共生課
		山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
		循環型社会推進課
		水環境保全課
	くらしの安心局	くらしの安心推進課
略		
まちづくり課		
住宅政策課		建築指導室
略	略	

	略	
子育て・人財局	略	
福祉保健部・子育て・人財局	略	
生活環境部	略	
	衛生環境研究所	水環境室
		化学衛生室 保健衛生室
		大気・地球環境室
		循環型社会推進課
		緑豊かな自然課
		山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
	くらしの安心局	くらしの安心推進課
		略
住まいまちづくり課		景観・建築指導室
水環境保全課		
略	略	

商工労働部	略		
	雇用人材局	雇用・働き方政策課	障がい者・外国人就労支援室
農林水産部		農林水産政策課	
	農業振興局	略	
	略		
商工労働部・農林水産部	市場開拓局	略	
		食パラダイス推進課	
県土整備部		県土総務課	建設業・入札制度室 用地室
		技術企画課	
	道路局	道路企画課	高速道路推進室
		道路建設課	
	河川港湾局	河川課	
		治山砂防課	
		港湾課	
地域社会振興部・県土整備部		産業廃棄物処理施設審査準備室	

商工労働部	略		
	雇用人材局	雇用政策課	障がい者・外国人就労支援室
農林水産部		とっとり働き方改革支援センター	
	略		
		農林水産政策課	
	試験場統括本部		
農林水産部	農業振興監	略	
	略		
	市場開拓局	略	
商工労働部・農林水産部	市場開拓局	略	
		食のみやこ推進課	
県土整備部		県土総務課	建設業・入札制度室 用地室
		技術企画課	都市計画室
	道路局	道路企画課	高速道路推進室
		道路建設課	
	河川港湾局	河川課	
		治山砂防課	
		空港港湾課	
総務部・県土整備部		産業廃棄物処理施設審査準備室	

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の2 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策戦略監新時代・<sup>エスディージーズ</sup>SDGs推進課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 地方創生の推進の総括に関すること。
- (4) 県政における<sup>エスディージーズ</sup>SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)に係る施策の総括に関すること。
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (6) 統轄監の秘書に関すること。
- (7) 本部の連絡調整に関すること。
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

政策戦略監総合統括課

- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の統括に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。
- (5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

女性活躍推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること (人権局 人権・同和対策課と共管)。

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

(政策戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 政策戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース

県政における喫緊の課題に対する政策立案及び事業化に関すること。

政策戦略局企画課

(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。

(2) 行政運営の連絡調整に関すること。

(3) 県の重点施策の推進の総括に関すること。

(4) 統轄監の秘書に関すること。

(5) 本部の連絡調整に関すること。

(6) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(7) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

政策戦略局総合統括課

(1) 知事会議に関すること。

(2) 国への提案・要望の統括に関すること。

(3) 他の都道府県との連携に関すること。

(4) 国土形成計画に関すること。

(5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。

政策戦略局広報課

(1) 県政に係る広報に関すること。

(2) 報道機関との連絡等に関すること。

(3) 庁内放送に関すること。

(4) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

政策戦略局東京本部

(1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。

(2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること(関東地域等において行うものに限る。)

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること(関東地域等において行うものに限る。)

(4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること(関東地域等において行うものに限る。)

(6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。

(7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること(関東地域等において行うものに限る。)

る。)。。

(8) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(10) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び情報発信に関すること。

(11) その他知事の特命事項に関すること。

政策戦略局関西本部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(2) 関西地域等の商況等及び中京地域等の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(4) 観光の宣伝に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

政策戦略局名古屋代表部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(2) 中京地域等の商況等（農産物市場の状況等を除く。）の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(4) 観光の宣伝に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関する

すること（中京地域等において行うものに限る。）。

#### 税務課

- (1) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収する国税及び市町村税（以下「県税等」という。）に関すること。
- (2) 市町村の税制に関すること。
- (3) 都道府県間の事業税の分割に関すること。
- (4) 税理士の登録に関すること。
- (5) 税務事務総合電算処理システムに関すること。
- (6) 債権管理の支援及び調整に関すること。
- (7) 県税事務所に関すること。
- (8) ふるさと納税に関すること。

#### 財政課

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 県に係る地方交付税に関すること。

#### デジタル局デジタル基盤整備課

- (1) 行政情報化の推進に関すること（デジタル局・行政体制整備局デジタル改革課の所掌に属することを除く。）。
- (2) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (3) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (5) 個人番号の制度に関すること。
- (6) 個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関すること。
- (7) 小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関すること。

（交流人口拡大本部各課の所掌事務）

第6条の3 交流人口拡大本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### ふるさと人口政策課

- (1) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。
- (2) 県外大学との連携の促進に関すること。
- (3) 人口減少対策に関すること。
- (4) 本部の連絡調整に関すること。
- (5) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。



(6) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

東京本部

(1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。

(2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。

(7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(8) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(10) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び情報発信に関すること。

(11) その他知事の特命事項に関すること。

関西本部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(2) 関西地域等の商況等及び中京地域等の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(4) 観光の宣伝に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

る。)

名古屋代表部

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（中京地域等において行うものに限る。)
- (2) 中京地域等の商況等（農産物市場の状況等を除く。）の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（中京地域等において行うものに限る。)
- (4) 観光の宣伝に関すること（中京地域等において行うものに限る。)
- (5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（中京地域等において行うものに限る。)
- (7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（中京地域等において行うものに限る。)

観光交流局観光戦略課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 国内航空路線の整備及び利用の促進並びに空港の利便性の向上に関すること。
- (5) サイクルツーリズムをはじめとする自転車活用施策の推進に関すること。
- (6) 夢みなとタワーに関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

観光交流局国際観光誘客課

- (1) インバウンドへの対応に関すること。
- (2) 国際航空路線の整備及び利用の促進に関すること。

観光交流局交流推進課

- (1) 国内交流の推進に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

観光交流局まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること。

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

中山間・地域振興局人口減少社会対策課

- (1) 人口減少対策に関すること。
- (2) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること  
(中山間・地域振興局買物環境確保推進課の所掌  
に属するものを除く。)。
- (3) 空き家の利活用及び除却に関すること。
- (4) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡  
大に関すること。
- (5) 県外大学との連携の促進に関すること(県内  
就職の強化のための連携に関することに限  
る。)。
- (6) 本部の連絡調整に関すること。
- (7) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合  
事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統  
括審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。  
中山間・地域振興局買物環境確保推進課  
買物をすることができる環境の確保に関するこ  
と。

中山間・地域振興局交通政策課

- (1) 交通政策に係る施策の企画及び総合調整に関  
すること。
- (2) 乗合バス、鉄道、タクシーの運行を確保し、  
維持するための対策に関すること。
- (3) 空港の整備及び振興に関すること(観光交流  
局観光戦略課及び国際観光・万博課の所掌に属す  
るものを除く。)。
- (4) 航空便運行に係る空港の利用調整に関するこ  
と。

観光交流局観光戦略課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整  
に関すること。
- (4) 国内航空路線の整備及び利用の促進並びに航  
空便利用者の利便性の向上に関すること。
- (5) サイクルツーリズムをはじめとする自転車活  
用施策の推進に関すること。
- (6) 夢みなとタワーに関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

観光交流局国際観光・万博課

- (1) インバウンドへの対応に関すること。
- (2) 国際航空路線の整備及び利用の促進に関する  
こと。

観光交流局交流推進課

- (1) 国内交流の推進に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

観光交流局まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること。

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 地震、津波、風水害及び雪害の対策の推進に関すること。
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (4) 避難所運営体制の整備に関すること。
- (5) 災害時における事業継続の取組の促進に関すること。
- (6) 広域防災体制の整備に関すること。
- (7) その他危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。
- (8) 局の連絡調整に関すること。
- (9) 局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) その他局内他課の所掌に属しないこと。

危機対策・情報課

- (1) 県民の安全に係る危機管理の総括に関すること。
- (2) 有事における国民保護に係る施策の総括に関すること。
- (3) 災害危機情報に関すること。
- (4) 消防・防災に係る情報システムに関すること。
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛省地方防衛局に係るものを除く。）に関すること。

原子力安全対策課

原子力災害に係る安全対策に関すること。

消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること。
- (2) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関すること。

(中山間振興統括本部の所掌事務)

第6条の4 中山間振興統括本部は、中山間振興施策の連携推進に関する事務を所掌する。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(12) 総務部の予算経理及び庶務に関する事(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(13) 略

政策法務課 略

(3) 消防事務に関する事。

(4) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安全に関する事。

(5) 高圧ガス等の保安に関する事。

(6) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関する事。

(7) 消防防災航空センター及び消防学校に関する事。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

(13) 令和新時代創造本部及び総務部の予算経理及び庶務に関する事(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(14) 略

財政課

- (1) 県議会に関する事。
- (2) 予算その他財政に関する事。
- (3) 県に係る地方交付税に関する事。

政策法務課 略

税務課

- (1) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収する国税及び市町村税(以下「県税等」という。)に関する事。
- (2) 市町村の税制に関する事。
- (3) 都道府県間の事業税の分割に関する事。

営繕課 略

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

- (4) 税理士の登録に関すること。
- (5) 税務事務総合電算処理システムに関すること。
- (6) 債権管理の支援及び調整に関すること。
- (7) 県税事務所に関すること。
- (8) ふるさと納税に関すること。

営繕課 略

人事企画課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評価及び表彰に関すること。
- (2) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (3) 職員の人材育成に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) その他人事管理に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) 災害復興推進の体制整備に関すること。

職員支援課

- (1) 職員のワークライフバランス等の働き方改革に関すること。
- (2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。
- (3) 職員の衛生管理に関すること。
- (4) 公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (6) その他職員の厚生福利に関すること。

職員人材開発センター

県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）その他行政と密接に関わる事務を行う団体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図る

行政監察・法人指導課 略

ための研修の企画及び実践に関すること。

行政監察・法人指導課 略

デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課

(1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること。

(3) 行政情報化の推進に関すること（県庁のデジタルトランスフォーメーションの推進を含む。）。

(4) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。

(5) 個人番号の制度に関すること。

(6) 個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関すること。

(7) 小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関すること。

(8) デジタル田園都市国家構想及び鳥取県版Society5.0（政府が提唱するSociety5.0（仮想空間と現実空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をいう。）の理念にのっとり、本県が提唱する社会をいう。）の実現のための施策の推進に関すること。

(9) その他局内他課の所掌に属しないこと。

デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

(1) 県庁の行財政改革の統括に関すること（業務の改革及び改善を含む。）。

(2) 官民の連携の推進及び総合調整に関すること（公共施設等の整備及び運営の検討を含む。）。

(3) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。

(4) 建物の評価に関すること。

(5) その他財源確保対策に関すること。

(6) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること（行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 県の出資法人等の総合調整に関すること。

人権局人権・同和対策課

(1) 人権施策の推進に関すること。

(2) 人権相談に関すること。

(3) 人権ひろば21に関すること。

(4) 男女共同参画センターに関すること（女性活躍推進課と共管）。

(5) 同和対策に関すること。

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター物品契約課 略

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター物品契約課 略

行政体制整備局人事企画課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評価及び表彰に関すること。
- (2) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (3) 職員の人材育成に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) その他人事管理に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (7) 職員団体に関すること。

行政体制整備局職員支援課

- (1) 職員のワークライフバランス等の働き方改革に関すること。
- (2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。
- (3) 職員の衛生管理に関すること。
- (4) 公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (6) その他職員の厚生福利に関すること。

行政体制整備局職員人材開発センター

県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）その他行政と密接に関わる事務を行う団体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。

行政体制整備局行財政改革推進課

- (1) 県庁の行財政改革の統括に関すること（業務の改革及び改善を含む。）。
- (2) 官民の連携の推進及び総合調整に関すること（公共施設等の整備及び運営の検討を含む。）。
- (3) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること（行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 県の出資法人等の総合調整に関すること。
- (5) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
- (6) その他財源確保対策に関すること。

（デジタル局・行政体制整備局デジタル改革課の所掌事務）

第7条の2 デジタル局・行政体制整備局デジタル改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報化の推進に関すること（県庁のデジタルトランスフォーメーションの推進に関するこ



とに限る。)

(2) デジタル田園都市国家構想及び鳥取県版 Society5.0 (政府が提唱するSociety5.0 (仮想空間と現実空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をいう。)の理念にのっとり、本県が提唱する社会をいう。)の実現のための施策の推進に関すること。

(3) その他デジタル局内他課の所掌に属しないこと。

(危機管理部各課の所掌事務)

第7条の3 危機管理部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

(1) 地域防災計画に関すること。

(2) 地震、津波、風水害及び雪害の対策の推進に関すること。

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。

(4) 避難所運営体制の整備に関すること。

(5) 災害時における事業継続の取組の促進に関すること。

(6) 広域防災体制の整備に関すること。

(7) その他危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。

(8) 部の連絡調整に関すること。

(9) 部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(10) その他部内他課の所掌に属しないこと。

危機対策・情報課

(1) 県民の安全に係る危機管理の総括に関すること。

(2) 有事における国民保護に係る施策の総括に関すること。

(3) 災害危機情報に関すること。

(4) 消防・防災に係る情報システムに関すること。

(5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整に関すること。

原子力安全対策課

原子力災害に係る安全対策に関すること。

消防防災課

(1) 地域の危機対応力の向上に関すること。

- (2) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する  
こと。
- (3) 消防事務に関する  
こと。
- (4) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安  
全に関する  
こと。
- (5) 高圧ガス等の保安に関する  
こと。
- (6) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関する  
こと。
- (7) 消防防災航空センター及び消防学校に関する  
こと。

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとお  
りとする。

市町村課 略  
県民参画協働課

- (1) 略
  - (2) SDGs (Sustainable Development Goals :  
エスディージーズ  
持続可能な開発目標) の普及啓発に関する  
こと。
  - (3)・(4) 略
  - (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及  
び調整に関する  
こと。
  - (6) 略
  - (7) 略
  - (8) 略
  - (9) 略
- 文化政策課 略

人権尊重社会推進局人権・同和対策課

- (1) 人権施策の推進に関する  
こと。
- (2) 人権相談に関する  
こと。
- (3) 人権ひろば21に関する  
こと。
- (4) 同和対策に関する  
こと。

人権尊重社会推進局女性応援課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企  
画、連絡調整及び推進に関する  
こと。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する  
施策の企画、連絡調整及び推進に関する  
こと。
- (3) 男女共同参画センターに関する  
こと。

スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねん  
りんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推  
進課 略

(地域づくり推進部各課の所掌事務)

第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本  
部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課 略  
県民参画協働課

- (1) 略
- (2) ボランティア社会の実現のための施策の推進  
及び総合調整に関する  
こと。
- (3)・(4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

文化政策課 略  
買物環境確保推進課  
買物をするのできる環境の確保に関する  
こと。

スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねん  
りんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推  
進課 略

中山間・地域交通局中山間地域政策課

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国  
推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること  
(買物環境確保推進課の所掌に属するものを除く。)

(2) まちなかの過疎対策及び振興に関すること  
(買物環境確保推進課の所掌に属するものを除く。)

(3) 空き家の利活用及び除却に関すること。

(4) 街なみ環境整備に関すること。

(5) その他局内他課の所掌に属しないこと。

中山間・地域交通局地域交通政策課

(1) 地域交通政策(駅前整備を含む。)に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 航空便運航に係る空港の利用調整に関すること  
(観光交流局観光戦略課及び国際観光誘客課の所掌に属するものを除く。)

(3) 鉄道の整備の促進に関すること。

(4) 乗合バスの運行確保対策に関すること。

中山間振興統括本部

(1) 地域づくり推進部の所掌する中山間振興施策の連携推進に関すること。

(2) 地域の特色あるまちづくりの総括に関すること。

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国  
推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(3) 略

(4) 社会福祉事業に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 生活困窮者の総合支援に関すること。

(9) 略

(10) 更生福祉に必要な物資に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

<p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>ささえあい福祉局孤独・孤立対策課</p> <p>(1) <u>社会福祉事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生活困窮者の総合支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域福祉の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>民生委員に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生活保護に関すること。</u></p> <p>(6) <u>ヤングケアラーの支援に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他孤独・孤立対策に関すること。</u></p> <p>ささえあい福祉局福祉監査指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>ささえあい福祉局障がい福祉課～感染症対策局感染症対策課 略</p> <p><u>(感染症対策センターの所掌事務)</u></p> <p><u>第9条の2 感染症対策センターは、感染症対策の総括に関する事務を所掌する。</u></p> <p><u>(子ども家庭部各課の所掌事務)</u></p> <p><u>第9条の3 子ども家庭部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>子育て王国課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>部の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) <u>その他部内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>家庭支援課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>総合教育推進課 略</p> <p><u>(子ども発達支援課の所掌事務)</u></p>	<p>(19) <u>地域福祉の推進に関すること。</u></p> <p>(20) <u>民生委員に関すること。</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>ささえあい福祉局福祉監査指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活保護に関すること。</u></p> <p>ささえあい福祉局障がい福祉課～感染症対策局感染症対策課 略</p> <p><u>感染症対策センター</u></p> <p><u>感染症対策の総括に関すること。</u></p> <p><u>(子育て・人財局各課の所掌事務)</u></p> <p><u>第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>子育て王国課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>局の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) <u>その他局内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>家庭支援課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>ヤングケアラーの支援に関すること。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>総合教育推進課 略</p> <p><u>(ささえあい福祉局子ども発達支援課の所掌事務)</u></p>
--	--

第9条の4 子ども発達支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～衛生環境研究所 略

自然共生社会局自然共生課

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 略

自然共生社会局循環型社会推進課

(1) 廃棄物に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（産業廃棄物処理施設審査準備室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること。

自然共生社会局水環境保全課

(1) 水質の汚濁の防止に関すること。

(2) 土壌の汚染の防止に関すること。

(3) 地盤の沈下の防止に関すること。

(4) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること（環境立県推進課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 水資源対策に関すること。

(6) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(7) 水道に関すること。

第9条の3 ささえあい福祉局子ども発達支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～衛生環境研究所 略

循環型社会推進課

(1) 廃棄物に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（産業廃棄物処理施設審査準備室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること。

緑豊かな自然課

(1)～(5) 略

(6) 都市公園、緑地その他公共空地に関すること。

(7) 都市緑化の推進に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 略

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安心局消費生活センター 略

くらしの安心局まちづくり課

- (1) 都市計画に関する事(自然共生社会局循環型社会推進課及び水環境保全課並びに道路局道路建設課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 土地区画整理に関する事。
- (3) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関する事。
- (4) 地価公示及び地価調査に関する事。
- (5) 不動産鑑定業に関する事。
- (6) 都市公園、緑地その他公共空地に関する事。
- (7) 都市緑化の推進に関する事。
- (8) 景観形成の推進に関する事。
- (9) 屋外広告物に関する事。
- (10) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関する事。
- (11) 都市計画区域等の開発行為の規制に関する事。
- (12) 街なみ環境整備に関する事。
- (13) 盛土等に係る斜面の安全確保に関する事。

くらしの安心局住宅政策課

(1)～(12) 略

(13) 略

(14) 略

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安心局消費生活センター 略

くらしの安心局住まいまちづくり課

- (1)～(12) 略
- (13) 景観形成の推進に関する事。
- (14) 屋外広告物に関する事。
- (15) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関する事。
- (16) 都市計画区域等の開発行為の規制に関する事。
- (17) 盛土等に係る斜面の安全確保に関する事(技術企画課の所掌に属するものを除く。)

(18) 略

(19) 略

くらしの安心局水環境保全課

- (1) 水質の汚濁の防止に関する事。
- (2) 土壌の汚染の防止に関する事。
- (3) 地盤の沈下の防止に関する事。
- (4) その他公害の防止及び生活環境の保全に関する事(環境立県推進課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 水資源対策に関する事。
- (6) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関する事。
- (7) 水道に関する事。

<p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>商工政策課～通商物流課 略 雇用人材局雇用・働き方政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 県内企業の働き方改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) 労働相談及び労働関係の調整に関すること</u> <u>(労働委員会の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>雇用人材局産業人材課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p>	<p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>商工政策課～通商物流課 略 雇用人材局雇用政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>雇用人材局とっとり働き方改革支援センター</u></p> <p><u>(1) 県内企業の働き方改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 労働相談及び労働関係の調整に関すること</u> <u>(労働委員会の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(3) 労働教育に関すること。</u></p> <p><u>(4) 労働の福祉に関すること。</u></p> <p>雇用人材局産業人材課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p>
<p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林水産政策課 略</p> <p><u>農業振興局経営支援課 略</u> <u>農業振興局農業大学校 略</u> <u>農業振興局生産振興課 略</u> <u>農業振興局農地・水保全課 略</u> 畜産振興局畜産振興課～水産振興局漁業調整課 略</p>	<p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林水産政策課 略 <u>試験場統括本部</u> <u>農林水産部の所掌する試験研究機関の連携による技術開発の推進に関すること。</u></p> <p><u>農業振興監経営支援課 略</u> <u>農業振興監農業大学校 略</u> <u>農業振興監生産振興課 略</u> <u>農業振興監農地・水保全課 略</u> 畜産振興局畜産振興課～水産振興局漁業調整課 略</p>
<p>(市場開拓局各課の所掌事務)</p> <p>第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市場開拓局販路拡大・輸出促進課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県東京アンテナショップに関すること (<u>政策戦略局東京本部の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>市場開拓局食パラダイス推進課</p> <p><u>(1) 食パラダイス鳥取県の推進に関する総合企画、総合調整及び実施に関すること。</u></p>	<p>(市場開拓局各課の所掌事務)</p> <p>第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市場開拓局販路拡大・輸出促進課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県東京アンテナショップに関すること (東京本部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>市場開拓局食のみやこ推進課</p>

(2) 略

(3) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略

技術企画課

(1)～(4) 略

道路局道路企画課

(1)～(6) 略

道路局道路建設課 略

河川港湾局河川課

(1) 公有水面の埋立て(農業振興局農地・水保全課及び河川港湾局港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事

(2)～(4) 略

(5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農業振興局農地・水保全課及び河川港湾局港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事

(6)・(7) 略

河川港湾局治山砂防課

(1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事(河川港湾局河川課の所掌に属するものを除く。)

(2)～(8) 略

河川港湾局港湾課

(1)～(4) 略

(5) 港湾事務所及びみなとさかい交流館に関する事

(6) 略

(1) 略

(2) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略

技術企画課

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に関する事(循環型社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心局住まいまちづくり課及び水環境保全課並びに道路建設課の所掌に属するものを除く。)

(6) 土地区画整理に関する事。

(7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関する事。

(8) 地価公示及び地価調査に関する事。

(9) 不動産鑑定業に関する事。

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する事。

(11) 盛土等に係る斜面の安全確保に係る土木技術に関する事。

道路企画課

(1)～(6) 略

道路建設課 略

河川課

(1) 公有水面の埋立て(農業振興監農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事

(2)～(4) 略

(5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農業振興監農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事

(6)・(7) 略

治山砂防課

(1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事(河川課の所掌に属するものを除く。)

(2)～(8) 略

空港港湾課

(1)～(4) 略

(5) 空港の整備に関する事。

(6) 鳥取空港、港湾事務所及びみなとさかい交流館に関する事。

(7) 略



<p>(課内室の所掌事務)</p> <p>第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する<u>部</u>の長（以下「<u>主管部長</u>」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(課内室の所掌事務)</p> <p>第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する<u>部局</u>の長（以下「<u>主管部局長</u>」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 <u>部</u>、<u>局</u>、課及び課内室（<u>政策戦略局</u>東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該<u>部</u>、<u>局</u>、課及び課内室の事務をつかさどる。</p> <p>2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>各部</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部長</u>は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部長</u>は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たる。</p> <p>5 <u>危機管理部長</u>は、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさどる。</p>	<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 <u>部局</u>、<u>部内局</u>、課及び課内室（東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該<u>部局</u>、<u>部内局</u>、課及び課内室の事務をつかさどる。</p> <p>2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>令和新時代創造本部</u>を所掌し、及び<u>各部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部局長</u>は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たる。</p> <p>5 <u>危機管理局長</u>は、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさどる。</p> <p>6 <u>第1項の規定により置く令和新時代創造本部政策戦略監の長は政策戦略監とし、農林水産部農業振興監の長は農業振興監とする。</u></p>
<p>6 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>部長</u> 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>局長</u> 副局長（副局長に相当するものを含む。）</p> <p>(3) <u>輝く鳥取創造本部観光交流局</u>まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>部</u>の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>部</u>に理事監、参事監又は参事を置くことができる。</p>	<p>7 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>部局長</u> 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>部内局長</u> 副局長（副局長に相当するものを含む。）</p> <p>(3) <u>交流人口拡大本部観光交流局</u>まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>部局</u>の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>部局</u>に理事監、参事監又は参事を置くことができる。</p>

<p>9 <u>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部</u>事務局長を政策戦略本部に置き、<u>SDGsの理念の政策への反映及び2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p>	<p>10 <u>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部</u>事務局長を令和新時代創造本部に置き、<u>SDGsの普及啓発及び2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>11 <u>危機管理専門官を危機管理局に置き、災害又は危機が発生した場合の応急対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>12 <u>危機管理情報官を危機管理局に置き、災害又は危機管理に係る情報の収集及び提供の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>13 <u>原子力安全対策監を危機管理局に置き、危機管理局長の職務を補佐させるとともに、原子力安全対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>14 <u>原子力モニタリング専門官を危機管理局に置き、環境放射能の測定及び分析の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>15 <u>原子力防災訓練推進官を危機管理局に置き、原子力防災訓練に係る実効性の強化の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>16 <u>原子力安全監督官を危機管理局に置き、原子力に係る安全監視及び情報発信の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>17 <u>サイクルツーリズム振興監を交流人口拡大本部に置き、サイクルツーリズムをはじめとする自転車施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>18 <u>観光誘客ディレクターを交流人口拡大本部に置き、民間的視点による国内外からの観光誘客施策の調整に関する事務をつかさどる。</u></p>
<p>10 <u>債権管理幹を政策戦略本部</u>に置き、債権管理の統括に関する事務をつかさどる。</p> <p>11 <u>鳥取県Society5.0推進本部</u>事務局長を政策戦略本部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>12 <u>サイクルツーリズム振興監を輝く鳥取創造本部</u>に置き、サイクルツーリズムをはじめとする自転車施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 <u>危機管理専門官を危機管理部</u>に置き、災害又は危機が発生した場合の応急対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>17 <u>危機管理情報官を危機管理部</u>に置き、災害又は危機管理に係る情報の収集及び提供の統括に関する事</p>	<p>19 <u>債権管理幹を総務部</u>に置き、債権管理の統括に関する事務をつかさどる。</p> <p>20 <u>鳥取県Society5.0推進本部</u>事務局長を総務部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p>

<p><u>務をつかさどる。</u></p> <p>18 <u>原子力安全対策監を危機管理部に置き、危機管理部長の職務を補佐させるとともに、原子力安全対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>19 <u>原子力モニタリング専門官を危機管理部に置き、環境放射能の測定及び分析の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>20 <u>原子力防災訓練推進官を危機管理部に置き、原子力防災訓練に係る実効性の強化の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>21 <u>原子力安全監督官を危機管理部に置き、原子力に係る安全監視及び情報発信の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>22 <u>文化振興監を地域社会振興部に置き、文化振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>23 <u>関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長を地域社会振興部に置き、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局の庶務に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p>	<p>24 <u>文化振興監を地域づくり推進部に置き、文化振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>25 <u>関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長を地域づくり推進部に置き、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局の庶務に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p>
<p>(内部組織の所掌事務)</p> <p>第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、<u>主管部長及び知事に報告しなければならない。</u>これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(内部組織の所掌事務)</p> <p>第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、<u>主管部局長及び知事に報告しなければならない。</u>これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(県民福祉局各課の所掌事務)</p> <p>第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県民福祉局中部振興課～県民福祉局中山間地域振興チーム 略</p> <p>県民福祉局倉吉児童相談所</p> <p>児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号)</u>第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること。</p>	<p>(県民福祉局各課の所掌事務)</p> <p>第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県民福祉局中部振興課～県民福祉局中山間地域振興チーム 略</p> <p>県民福祉局倉吉児童相談所</p> <p>児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること。</p>
<p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林局農業振興課 略</p>	<p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林局農業振興課 略</p>

農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食パラダイス鳥取県の推進に関すること。  
農林局倉吉農業改良普及所～農林局林業振興課  
略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課 略  
農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食パラダイス鳥取県の推進並びに地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。  
農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課  
略

第22条の9 略

第3節 政策戦略本部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第23条 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第1項の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第3項の規定により設置された県税事務所の支所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部県税事務所 日野支所	日野郡日野町

(内部組織及び所掌事務)

第24条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。

農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食のみやこ鳥取県の推進に関すること。  
農林局倉吉農業改良普及所～農林局林業振興課  
略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課 略  
農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食のみやこ鳥取県の推進並びに地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。  
農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課  
略

第22条の9 略

- (3) 県税等に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 県税等に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税等に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税等に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。
- (7) 自動車税等（自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）をいう。以下同じ。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (8) 自動車税等に係る申告書等の受理に関すること。
- (9) 自動車税等に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (10) 自動車税等に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。
- (11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (12) 債権管理の支援に関すること。
- (13) 県税事務所内の庶務に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない県税行政に関すること。

課税課

- (1) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (3) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税等に係る納税証明書の交付に関すること。
- (4) 県税等に係る申告書等の受理に関すること。

第4節 輝く鳥取創造本部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第25条 略

(所掌事務)

第26条 略

第3節 交流人口拡大本部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第23条 略

(所掌事務)

第24条 略

第4節 危機管理局の所管に属する機関

第1款 消防防災航空センター

(設置)

第25条 消防防災航空センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県消防防災航空センター	鳥取市

(所掌事務)

第26条 消防防災航空センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防防災ヘリコプターに関すること。
- (2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支援に関すること。

第2款 消防学校

(設置)

第27条 消防学校を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第28条 消防学校は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第5節 総務部の所管に属する機関

第5節 総務部の所管に属する機関

第1款 公文書館

第29条及び第30条 削除

(名称及び位置)

第31条 略

(所掌事務)

第32条 略

第33条 削除

(名称及び位置)

第27条 略

(所掌事務)

第28条 略

第2款 県税事務所

(名称、位置及び所管区域)

第34条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条第1項の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第3項の規定により設置された県税事務所の支所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部県税事務所 日野支所	日野郡日野町

(内部組織及び所掌事務)

第35条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税等に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 県税等に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税等に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税等に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。
- (7) 自動車税等（自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）をいう。以下同じ。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (8) 自動車税等に係る申告書等の受理に関すること。
- (9) 自動車税等に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (10) 自動車税等に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

- (11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (12) 債権管理の支援に関すること。
- (13) 県税事務所内の庶務に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない県税行政に関すること。

課税課

- (1) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (3) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税等に係る納税証明書の交付に関すること。
- (4) 県税等に係る申告書等の受理に関すること。

第3款 人権ひろば21

(名称及び位置)

第36条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）第2条の規定により設置された人権ひろば21の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立人権ひろば21	鳥取市

(所掌事務)

第37条 人権ひろば21は、県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するための事務を所掌する。

第6節 危機管理部の所管に属する機関

第1款 消防防災航空センター

(設置)

第29条 消防防災航空センターを次のとおり置く。

名称	位置



鳥取県消防防災航空セ ンター	鳥取市
-------------------	-----

(所掌事務)

第30条 消防防災航空センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防防災ヘリコプターに関すること。
- (2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支援に関すること。

第2款 消防学校

(設置)

第31条 消防学校を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第32条 消防学校は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第7節 地域社会振興部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第33条 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

(名称及び位置)

第35条 略

(所掌事務)

第36条 略

(名称及び位置)

第37条 略

(所掌事務)

第38条 略

第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第38条 略

(内部組織及び所掌事務)

第39条 略

(名称及び位置)

第40条 略

(所掌事務)

第41条 略

(名称及び位置)

第42条 略

(所掌事務)

第43条 略

(名称及び位置)

第39条 略

(所掌事務)

第40条 略

(名称及び位置)

第41条 略

(所掌事務)

第42条 略

第6款 人権ひろば21

(名称及び位置)

第43条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）第2条の規定により設置された人権ひろば21の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立人権ひろば21	鳥取市

(所掌事務)

第44条 人権ひろば21は、県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するための事務を所掌する。

第7款 男女共同参画センター

(名称及び位置)

第45条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例第2条の規定により設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市

(所掌事務)

第46条 男女共同参画センターは、男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開

(名称及び位置)

第44条 略

(所掌事務)

第45条 略

(名称及び位置)

第46条 略

(所掌事務)

第47条 略

催及び指導者の育成に関すること。

(3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び連携に関すること。

(4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に係る相談に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現のために必要な業務に関すること。

第8款 略

(名称及び位置)

第47条 略

(所掌事務)

第48条 略

第9款 略

(名称及び位置)

第49条 略

(所掌事務)

第50条 略

第10款 略

(名称及び位置)

第51条 略

(所掌事務)

第52条 略

第11款 略

(名称及び位置)

第53条 略

(所掌事務)

第54条 略

第12款 略

(名称及び位置)

第6款 略

(名称及び位置)

第48条 略

(所掌事務)

第49条 略

第7款 略

(名称及び位置)

第50条 略

(所掌事務)

第51条 略

第8款 略

(名称及び位置)

第52条 略

(所掌事務)

第53条 略

第9款 略

(名称及び位置)

第53条の2 略

(所掌事務)

第53条の3 略

第10款 略

(名称及び位置)

第55条 略

(所掌事務)

第56条 略

(内部組織)

第57条 略

第13款 略

(名称及び位置)

第58条 略

(所掌事務)

第59条 略

第8節 略

(名称、位置及び所管区域)

第60条 略

(内部組織)

第61条 略

(名称、位置及び所管区域)

第62条 略

(内部組織)

第63条 略

(名称、位置及び所管区域)

第64条 略

(所掌事務)

第65条 略

(名称、位置及び所管区域)

第66条 略

(所掌事務)

第67条 略

第54条 略

(所掌事務)

第55条 略

(内部組織)

第56条 略

第11款 略

(名称及び位置)

第57条 略

(所掌事務)

第58条 略

第7節 略

(名称、位置及び所管区域)

第59条 略

(内部組織)

第60条 略

(名称、位置及び所管区域)

第61条 略

(内部組織)

第62条 略

(名称、位置及び所管区域)

第63条 略

(所掌事務)

第64条 略

(名称、位置及び所管区域)

第65条 略

(所掌事務)

第66条 略

第5款 削除

第67条及び第68条 削除

第5款 略

(名称及び位置)

第68条 略

(所掌事務)

第69条 略

第6款 略

(名称及び位置)

第69条 略

(所掌事務)

第70条 略

第7款 障害児入所施設及び児童発達支援センター

(名称、位置及び種別)

第71条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。）第2条の規定により設置された障害児入所施設及び児童発達支援センターの名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設
鳥取県立総合療育センター	米子市	障害児入所施設及び児童発達支援センター
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	児童発達支援センター
鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童発達支援センター

(所掌事務)

第72条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。
- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること（鳥取県立総合療育センターに限る。）。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に定める短期入所に関すること。

2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1項第2号の規定による障害児の通所による日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第73条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課等を置く。

鳥取県立皆成学園	総務課 育成課 養護課 発達障がい者支援センター
鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	
鳥取県立中部療育園	

第6款 略

(名称及び位置)

第70条 略

(所掌事務)

第71条 略

(内部組織)

第72条 略

第7款 略

(名称及び位置)

第73条 略

(所掌事務)

第74条 略

第8款 略

第8款 略

(名称及び位置)

第74条 略

(所掌事務)

第75条 略

(内部組織)

第76条 略

第9款 略

(名称及び位置)

第77条 略

(所掌事務)

第78条 略

第10款 略

<p>(名称及び位置) 第75条 略</p> <p>(所掌事務) 第76条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。 (1)～(4) 略 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。 (6)～(9) 略</p> <p>(内部組織) 第77条 略</p> <p style="text-align: center;">第9節 子ども家庭部の所管に属する機関</p>	<p>(名称及び位置) 第79条 略</p> <p>(所掌事務) 第80条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。 (1)～(4) 略 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。 (6)～(9) 略</p> <p>(内部組織) 第81条 略</p> <p style="text-align: center;">第8節 子育て・人財局の所管に属する機関</p>
<p>(名称及び位置) 第78条 略</p> <p>(所掌事務) 第79条 略</p> <p>(設置) 第80条 略</p> <p>(所掌事務) 第81条 略</p> <p>(内部組織) 第82条 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第83条 略</p> <p>(所掌事務) 第84条 略</p> <p>(内部組織) 第85条 略</p>	<p>(名称及び位置) 第82条 略</p> <p>(所掌事務) 第83条 略</p> <p>(設置) 第84条 略</p> <p>(所掌事務) 第85条 略</p> <p>(内部組織) 第86条 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第87条 略</p> <p>(所掌事務) 第88条 略</p> <p>(内部組織) 第89条 略</p>

<p>(名称、位置及び所管区域) 第86条 略</p> <p>(所掌事務) 第87条 略</p> <p>(設置) 第88条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(所掌事務) 第89条 略</p> <p>(内部組織) 第90条 略</p> <p style="text-align: center;">第6款 障害児入所施設及び児童発達支援センター</p> <p>(名称、位置及び種別) 第91条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された障害児入所施設及び児童発達支援センターの名称、位置及び種別は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>倉吉市</td> <td>障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>米子市</td> <td>障害児入所施設及び児童発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>鳥取市</td> <td>児童発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>倉吉市</td> <td>児童発達支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務) 第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による</p>	名称	位置	種別	鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設	鳥取県立総合療育センター	米子市	障害児入所施設及び児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	児童発達支援センター	鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童発達支援センター	<p>(名称、位置及び所管区域) 第90条 略</p> <p>(所掌事務) 第91条 略</p> <p>(設置) 第92条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(所掌事務) 第93条 略</p> <p>(内部組織) 第94条 略</p>
名称	位置	種別														
鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設														
鳥取県立総合療育センター	米子市	障害児入所施設及び児童発達支援センター														
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	児童発達支援センター														
鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童発達支援センター														



障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。

(2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること（鳥取県立総合療育センターに限る。）。

(3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に定める短期入所に関すること。

2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1項第2号の規定による障害児の通所による日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第93条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課等を置く。

鳥取県立皆成学園	総務課 育成課 養護課 発達障がい者支援センター
鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	
鳥取県立中部療育園	

第10節 略

(名称、位置及び所管区域)

第94条 略

(所掌事務)

第95条 略

(設置)

第96条 略

第9節 略

(名称、位置及び所管区域)

第95条 略

(所掌事務)

第96条 略

(設置)

第97条 略

(所掌事務)  
第97条 略

(名称、位置及び所管区域)  
第98条 略

(所掌事務)  
第99条 略

第11節 略

第12節 略

(内部組織及び所掌事務)  
 第108条 略

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農業振興課 略  
 農商工連携チーム

(1) 略

(2) 食パラダイス鳥取県の推進に関すること。  
 鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(内部組織)  
 第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、砂丘地農業研究センター、弓浜砂丘地分場及び日南試験地を置く。

(所掌事務)  
第98条 略

(名称、位置及び所管区域)  
第99条 略

(所掌事務)  
第99条の2 略

第10節 略

第11節 略

(内部組織及び所掌事務)  
 第108条 略

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農業振興課 略  
 農商工連携チーム

(1) 略

(2) 食のみやこ鳥取県の推進に関すること。  
 鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(内部組織)  
 第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、砂丘地農業研究センター、弓浜砂丘地分場、河原試験地及び日南試験地を置く。

第14款 水産試験場

(設置)  
第131条 水産試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県水産試験場	境港市

(所掌事務)  
第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 海洋環境、水産資源及び漁ろう等についての試験研究及び調査に関すること。

(2) その他水産技術の普及指導に関すること。

(内部組織)  
第133条 水産試験場に、浮魚資源室、底魚資源室及び

<p style="text-align: center;"><u>第14款</u> 略</p> <p>(設置) <u>第131条</u> 略</p> <p>(所掌事務) <u>第132条</u> 略</p> <p>(内部組織) <u>第133条</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第15款</u> 略</p> <p>(名称及び位置) <u>第134条</u> 略</p> <p>(所掌事務) <u>第135条</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第16款</u> <u>水産試験場</u></p> <p>(設置) <u>第136条</u> <u>水産試験場を次のとおり置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>試験船第1鳥取丸を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第15款</u> 略</p> <p>(設置) <u>第134条</u> 略</p> <p>(所掌事務) <u>第135条</u> 略</p> <p>(内部組織) <u>第136条</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第16款</u> 略</p> <p>(名称及び位置) <u>第137条</u> 略</p> <p>(所掌事務) <u>第138条</u> 略</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県水産試験場</td> <td>境港市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県水産試験場	境港市	
名称	位置				
鳥取県水産試験場	境港市				
<p>(所掌事務) <u>第137条</u> <u>水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>海洋環境、水産資源及び漁ろう等についての試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他水産技術の普及指導に関すること。</u></p> <p>(内部組織) <u>第138条</u> <u>水産試験場に、浮魚資源室、底魚資源室及び試験船第一鳥取丸を置く。</u></p>					
<p style="text-align: center;"><u>第13節</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第12節</u> 略</p> <p><u>第149条及び第150条</u> 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>第13節</u> <u>令和新時代創造本部及び総務部の所管に属する機関</u></p>				

<p>(名称、位置及び所管区域) 第149条 略</p> <p>(所掌事務) 第150条 略</p> <p>(内部組織) 第151条 略</p> <p>(職制及び職務) 第152条 略</p> <p>第153条 略</p> <p>(事務分担) 第154条 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関) 第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機</p>	<p>(名称及び位置) 第151条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 第2条の規定により設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="817 392 1385 533"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県男女共同参画センター</td> <td>倉吉市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務) 第152条 男女共同参画センターは、男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の育成に関すること。</p> <p>(3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び連携に関すること。</p> <p>(4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に係る相談に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現のために必要な業務に関すること。</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第153条 略</p> <p>(所掌事務) 第154条 略</p> <p>(内部組織) 第155条 略</p> <p>(職制及び職務) 第156条 略</p> <p>第157条 略</p> <p>(事務分担) 第158条 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関) 第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機</p>	名称	位置	鳥取県男女共同参画センター	倉吉市
名称	位置				
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市				

関の庶務担当機関は、次のとおりとする。		関の庶務担当機関は、次のとおりとする。	
附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関
鳥取県固定資産評価審議会	税務課	鳥取県男女共同参画推進員	女性活躍推進課（委員の任免に関することに限る。）
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	中山間・地域振興局人口減少社会対策課		男女共同参画センター（女性活躍推進課が担当する事務を除く。）
鳥取県行政不服審査会	政策法務課		
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課	鳥取県男女共同参画審議会	女性活躍推進課
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	行政体制整備局人事企画課	鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	中山間・地域交通局中山間地域政策課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議			
鳥取県公務災害補償等認定委員会	行政体制整備局職員支援課	鳥取県防災会議	危機管理政策課
鳥取県公務災害補償等審査会		鳥取県地震防災調査研究委員会	
鳥取県職員健康管理審査会			鳥取県国民保護協議会
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	行政体制整備局職員人材開発センター	鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。）
鳥取県財産評価審議会	行政体制整備局行財政改革推進課		健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）
鳥取県防災会議	危機管理政策課	鳥取県行政不服審査会	政策法務課
鳥取県地震防災調査研究委員会			鳥取県固定資産評価審議会
鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	人事企画課
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。）	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
	健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）	鳥取県公務災害補償等認定委員会	職員支援課
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民参画協働課	鳥取県公務災害補償等審査会	
鳥取県個人情報保護審査会	県民参画協働課（市町村課が担当する事務を除く。）	鳥取県職員健康管理審査会	職員人材開発センター
	市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）	鳥取県職員人材開発センター運営審議会	
		鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
		鳥取県財産評価審議会	デジタル・行財政改革局行財政改革推進課
		鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	人権局人権・同和対策課
鳥取県情報公開審査会	県民参画協働課（政策法務課が担当する事務を除	鳥取県いじめ問題検証委員会	

	く。)	鳥取県県民投票選択肢等 検討委員会	県民参画協働課
	政策法務課（鳥取県情報 公開条例（平成12年鳥取 県条例第2号）第22条第 2号に掲げる事項の調査 審議に関する事務に限 る。）	鳥取県個人情報保護審査 会	県民参画協働課（市町村 課が担当する事務を除 く。）
鳥取県文化芸術振興審議 会	文化政策課	鳥取県情報公開審査会	市町村課（住民基本台帳 法（昭和42年法律第81 号）第30条の40第2項に 規定する事項の調査審議 に関する事務に限る。）
鳥取県美術展覧会運営委 員会			県民参画協働課（政策法 務課が担当する事務を除 く。）
鳥取県文化芸術事業評価 委員会			
鳥取県人権尊重の社会づ くり協議会	人権尊重社会推進局人 権・同和対策課	鳥取県文化芸術振興審議 会	政策法務課（鳥取県情報 公開条例（平成12年鳥取 県条例第2号）第22条第 2号に掲げる事項の調査 審議に関する事務に限 る。）
鳥取県いじめ問題検証委 員会			
鳥取県男女共同参画推進 員	人権尊重社会推進局女性 応援課（委員の任免に関 することに限る。）	鳥取県文化芸術振興審議 会	文化政策課
鳥取県男女共同参画推進 委員会		鳥取県美術展覧会運営委 員会	
		鳥取県文化芸術事業評価 委員会	
鳥取県男女共同参画審議 会	人権尊重社会推進局女性 応援課		
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保 健課	鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保 健課
孤独・孤立を防ぐ温もり のある支え愛社会づくり 審議会	ささえあい福祉局孤独・ 孤立対策課	孤独・孤立を防ぐ温もり のある支え愛社会づくり 審議会	
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり 推進協議会	ささえあい福祉局福祉保 健課（くらしの安心局住 宅政策課が担当する事務 を除く。）	鳥取県福祉のまちづくり 推進協議会	ささえあい福祉局福祉保 健課（くらしの安心局住 まいまちづくり課が担当 する事務を除く。）
	くらしの安心局住宅政策 課（福祉のまちづくりの ための建築物及びその敷 地の整備基準に関するこ とに限る。）		くらしの安心局住まいま ちづくり課（福祉のまち づくりのための建築物及 びその敷地の整備基準に 関することに限る。）
略		略	
鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社	鳥取県廃棄物審議会	循環型社会推進課

	会推進課		
鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	自然共生社会局水環境保全課		
略		略	
鳥取県屋外広告物審議会	くらしの安心局まちづくり課	鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住まいまちづくり課
鳥取県開発審査会		鳥取県建築審査会	
鳥取県景観審議会		鳥取県屋外広告物審議会	
鳥取県土地利用審査会		鳥取県開発審査会	
鳥取県国土利用計画地方審議会		鳥取県景観審議会	
鳥取県都市計画審議会		鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	くらしの安心局水環境保全課
鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住宅政策課		
鳥取県建築審査会			
略		略	
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業振興局農地・水保全課	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業振興監農地・水保全課
略		略	
鳥取県河川委員会	河川港湾局河川課	鳥取県国土利用計画地方審議会	技術企画課
鳥取県採石場安全対策審議会	河川港湾局治山砂防課		
鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会			
鳥取県地方港湾審議会	河川港湾局港湾課	鳥取県河川委員会	河川課
		鳥取県採石場安全対策審議会	治山砂防課
		鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会	
		鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
略		略	
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	男女共同参画センター	鳥取県職業能力開発審議会	産業人材育成センター
鳥取県職業能力開発審議会	産業人材育成センター	鳥取県男女共同参画センター運営協議会	男女共同参画センター
略		略	
2 略		2 略	
(所掌事務の主管の判定) 第156条 略		(所掌事務の主管の判定) 第160条 略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、第110条の7の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

2 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p>	<p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p>

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 政策戦略本部税務課に勤務する県の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>様式目次</p> <p>(1) 通則関係</p> <p>第1号様式～第1号様式の8 略</p> <p>第1号様式の9その1 徴税吏員証(政策戦略本部税務課用)</p> <p>その2</p> <p>第1号様式の10 略</p> <p>(2)～(12) 略</p>	<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 総務部税務課に勤務する県の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>様式目次</p> <p>(1) 通則関係</p> <p>第1号様式～第1号様式の8 略</p> <p>第1号様式の9その1 徴税吏員証(総務部税務課用)</p> <p>その2 略</p> <p>第1号様式の10 略</p> <p>(2)～(12) 略</p>



(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(屋外広告業者監督処分簿)</p> <p>第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外 広 告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第 1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少 なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を 一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの 安心局<u>まちづくり</u>課で閲覧に供することにより行う ものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(屋外広告業者監督処分簿)</p> <p>第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外 広 告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第 1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少 なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を 一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの 安心局<u>住まいまちづくり</u>課で閲覧に供することによ り行うものとする。</p> <p>2 略</p>

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

5 職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会 計管理者、次長、参事監、鳥取県SDGs推進・温 室効果ガス削減戦略本部事務局長、サイクルツーリ ズム振興監、原子力安全対策監、鳥取県Society5.0 推進本部事務局長、文化振興監、クラスター対策 監、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長、 官房長、経済産業振興監、業務適正化推進本部事務 局長、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施 本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、 課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危 機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリン グ専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督 官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校 長、総括検査専門員、検査専門員、債権管理幹、税 務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適 正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間 地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教 授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主 幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係 長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障 害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、 准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林 業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理 栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会 計管理者、次長、参事監、鳥取県SDGs推進・温 室効果ガス削減戦略本部事務局長、<u>政策戦略監</u>、サ イクルツーリズム振興監、原子力安全対策監、鳥取 県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、クラ スター対策監、新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局長、官房長、経済産業振興監、<u>農業振興監</u>、 業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタ ーズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局 長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中 部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情 報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練 推進官、原子力安全監督官、副官房長、事務局長、 主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査 専門員、債権管理幹、税務専門員、用地専門員、業 務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副 本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補 佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、 税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普 及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体 障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保 育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生 活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、 林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、</p>

<p>法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、観光誘客チーフコーディネーター、スポーツ指導主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、観光誘客チーフコーディネーター、スポーツ指導主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
---	---

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

6 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納の登録) 第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品</p>	<p>(出納の登録) 第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品</p>

<p>出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、財務会計システム（財務を管理するための情報処理システムであって、<u>会計管理部</u>が所管するものいう。）上の物品を管理するためのデータベース（以下「物品出納簿」という。）にその受払いを登録しなければならない。ただし、これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、財務会計システム（財務を管理するための情報処理システムであって、<u>会計管理局</u>が所管するものいう。）上の物品を管理するためのデータベース（以下「物品出納簿」という。）にその受払いを登録しなければならない。ただし、これにより難い場合として知事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定める軽易なものであるときはこの限りでない。</p> <p>2 略</p>
---	---

（鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正）

7 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） <u>デジタル基盤整備課</u>が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） <u>デジタル改革推進課</u>が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務</p>

（鳥取県予算規則の一部改正）

8 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 主務部長 知事部局の部長（<u>政策戦略本部長、輝く鳥取創造本部長及び会計管理者</u>を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（予算の編成方針）</p> <p>第4条 <u>政策戦略本部長</u>は、知事の命を受けて、あらかじめ翌年度の予算の編成方針を定め、主務部長に通知しなければならない。</p> <p>（予算の要求）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 主務部長 知事部局の部長（<u>令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、子育て・人財局長</u>及び会計管理者を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（予算の編成方針）</p> <p>第4条 <u>総務部長</u>は、知事の命を受けて、あらかじめ翌年度の予算の編成方針を定め、主務部長に通知しなければならない。</p> <p>（予算の要求）</p>

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る予算について、別に政策戦略本部長が定めるところにより要求書及び説明資料を作成し、これを政策戦略本部長に提出しなければならない。

(予算の査定)

第6条 政策戦略本部長は、前条の要求書の提出を受けたときは、これらを審査のうえ、知事の査定を受けなければならない。

(予算案の作成)

第7条 政策戦略本部長は、知事の査定を終了したときは、予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(予算の執行方針)

第10条 政策戦略本部長は、知事の命を受け、予算の成立後すみやかに予算の執行方針を定め、これを主務部長に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の金額の流用を必要とする場合には、別に政策戦略本部長が定めるところにより歳出予算流用(申請)書を作成し、流用の手続を行わなければならない。

2 主務部長は、前項の手続を行う際には、政策戦略本部長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

(予備費の充当)

第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とするときは、別に政策戦略本部長が定めるところにより予備費充当(申請)書を作成し、これを政策戦略本部長に提出しなければならない。

2 政策戦略本部長は、前項の予備費充当(申請)書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、予備費充当案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

3 政策戦略本部長は、前項の規定により予備費の充当の決定があったときは、その旨を関係主務部長に通知しなければならない。

(予算の繰越し使用)

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る予算について、別に総務部長が定めるところにより要求書及び説明資料を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

(予算の査定)

第6条 総務部長は、前条の要求書の提出を受けたときは、これらを審査のうえ、知事の査定を受けなければならない。

(予算案の作成)

第7条 総務部長は、知事の査定を終了したときは、予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(予算の執行方針)

第10条 総務部長は、知事の命を受け、予算の成立後すみやかに予算の執行方針を定め、これを主務部長に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の金額の流用を必要とする場合には、別に総務部長が定めるところにより歳出予算流用(申請)書を作成し、流用の手続を行わなければならない。

2 主務部長は、前項の手続を行う際には、総務部長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

(予備費の充当)

第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とするときは、別に総務部長が定めるところにより予備費充当(申請)書を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の予備費充当(申請)書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、予備費充当案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

3 総務部長は、前項の規定により予備費の充当の決定があったときは、その旨を関係主務部長に通知しなければならない。

(予算の繰越し使用)

第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、別に政策戦略本部長が定めるところにより繰越明許費繰越申請書を3月20日までに作成し、これを政策戦略本部長に提出しなければならない。

2 政策戦略本部長は、前項の繰越明許費繰越申請書の提出を受けたときは、これを審査のうえ繰越明許費繰越計算書の案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

第19条 主務部長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定による繰越しをする必要があるときは、別に政策戦略本部長が定めるところにより事故繰越し繰越申請書を3月20日までに作成し、これを政策戦略本部長に提出しなければならない。

2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定による繰越しをする必要があるときは、別に政策戦略本部長が定めるところにより継続費繰越申請書を3月20日までに作成し、これを政策戦略本部長に提出しなければならない。

2 略

（継続費精算報告）

第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、省令別記に規定する継続費精算報告書を作成し、終了の翌年度の8月31日までに政策戦略本部長に提出しなければならない。

（主要な施策の成果を説明する書類の提出）

第23条 主務部長は、政策戦略本部長が別に指示するところにより、前年度の主要な施策の成果を説明する書類を作成し、政策戦略本部長に提出しなければならない。

第25条 政策戦略本部長は、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1)～(6) 略

第26条 この規則の定めるところにより政策戦略本部長に提出する書類は、財政課長を経由しなければならない。

第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、別に総務部長が定めるところにより繰越明許費繰越申請書を3月20日までに作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の繰越明許費繰越申請書の提出を受けたときは、これを審査のうえ繰越明許費繰越計算書の案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

第19条 主務部長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定による繰越しをする必要があるときは、別に総務部長が定めるところにより事故繰越し繰越申請書を3月20日までに作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定による繰越しをする必要があるときは、別に総務部長が定めるところにより継続費繰越申請書を3月20日までに作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 略

（継続費精算報告）

第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、省令別記に規定する継続費精算報告書を作成し、終了の翌年度の8月31日までに総務部長に提出しなければならない。

（主要な施策の成果を説明する書類の提出）

第23条 主務部長は、総務部長が別に指示するところにより、前年度の主要な施策の成果を説明する書類を作成し、総務部長に提出しなければならない。

第25条 総務部長は、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1)～(6) 略

第26条 この規則の定めるところにより総務部長に提出する書類は、財政課長を経由しなければならない。

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

- 9 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則（昭和42年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には、 <u>財政課長、行政体制整備局職員支援課長</u> 、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。	(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には、 <u>職員支援課長</u> 、財政課長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)

- 10 鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和44年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査会の組織) 第6条 略 2 会長は、 <u>危機管理部長</u> をもって充てる。 3 委員は、 <u>財政課長、総務課長、消防防災課長</u> 及び <u>河川港湾局河川課長</u> をもって充てる。	(審査会の組織) 第6条 略 2 会長は、 <u>危機管理局长</u> をもって充てる。 3 委員は、 <u>消防防災課長</u> 、総務課長、 <u>財政課長</u> 及び <u>河川課長</u> をもって充てる。

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

- 11 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「 <u>県支弁月額</u> 」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部）に要する費用（ <u>子ども家庭部長</u> が児童保護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。）について県が支弁した額をいう。 9 略	(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「 <u>県支弁月額</u> 」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部）に要する費用（ <u>福祉保健部長及び子育て・人財局長</u> が児童保護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。）について県が支弁した額をいう。 9 略

<p>(雑則) 第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、<u>子ども家庭部長</u>が別に定める。</p> <p>様式第1号（第4条関係） （表面） 市町村民税額等申告書 職氏名 様 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。 年 月 日 申告者 住所 氏名 ㊞ 略</p> <p>略</p> <p>注1～3 略 4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として<u>子ども家庭部長</u>が別に定めるもの（以下「所得等証明書類」という。）を添付すること。ただし、地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、市町村民税欄の記載及び所得等証明書類の添付を省略することができる。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記入すること、同意する者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差し支えない。</p> <p>（裏面） 略</p>	<p>(雑則) 第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、<u>福祉保健部長及び子育て・人財局長</u>が別に定める。</p> <p>様式第1号（第4条関係） （表面） 市町村民税額等申告書 職氏名 様 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。 年 月 日 申告者 住所 氏名 ㊞ 略</p> <p>略</p> <p>注1～3 略 4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として<u>福祉保健部長及び子育て・人財局長</u>が別に定めるもの（以下「所得等証明書類」という。）を添付すること。ただし、地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、市町村民税欄の記載及び所得等証明書類の添付を省略することができる。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記入すること、同意する者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差し支えない。</p> <p>（裏面） 略</p>
---	---

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

12 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任) 第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>子ども家庭部長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任) 第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>福祉保健部長及び子育て・人財局長</u>が別に定める。</p>

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

13 鳥取県公報発行規則（平成5年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、<u>地域社会振興部</u>県民参画協働課の適 当な場所に備え置くとともに、インターネットを利用 して一般の閲覧に供する。</p>	<p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、<u>地域づくり推進部</u>県民参画協働課の 適当な場所に備え置くとともに、インターネットを 利用して一般の閲覧に供する。</p>

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

- 14 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県<u>地域社会振興部</u>県民参画協働課、 鳥 取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県西 部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野 振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県<u>地域づくり推進部</u>県民参画協働 課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県 西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日 野振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

- 15 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲 げる課内室（東京本部、関西本部、<u>衛生環境研 究所に置かれるものを除く。</u>）の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第6項第3号 及び第4号</u>に規定する課長補佐（これに相当する 職の職員を含み、これらの職員のない課にあっ ては、上席の職員とする。）のうち当該課の長が あらかじめ定めた職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第1項</u>に規定する<u>部長</u> をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置 かれる<u>局</u>の長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲 げる課内室（東京本部、関西本部、<u>衛生環境研 究所及び農業大学校</u>に置かれるものを除く。）の長 をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第7項第3号 及び第4号</u>に規定する課長補佐（これに相当する 職の職員を含み、これらの職員のない課にあっ ては、上席の職員とする。）のうち当該課の長が あらかじめ定めた職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第1項</u>に規定する<u>部局</u> <u>長</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置 かれる<u>部内局</u>の長をいう。</p>



<p>(18)～(23) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち <u>部間</u>の調整を必要とする重要事項は、統轄監の専決事項とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(18)～(23) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち <u>部局間</u>の調整を必要とする重要事項及び令和新時代創造本部の所掌事務のうち統轄監が処理することが <u>適当である事項</u>は、統轄監の専決事項とする。</p> <p>3～6 略</p>
---	---

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

16 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び<u>部長</u>、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる<u>局</u>及び課の長、<u>同条第6項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第8項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第10項</u>の規定により置かれる債権管理幹、<u>同条第12項</u>の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監、<u>同条第16項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第17項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第18項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第19項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第20項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第21項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官、<u>同条第22項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第24項</u>の規定により置かれるクラスター対策監、<u>同条第25項</u>の規定により置かれる新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長並びに<u>同条第27項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2) 組織条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第5条第1項の規定により置かれる課及び工事検査事務所の長</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び<u>部局長</u>、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第7項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第9項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第11項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第12項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第13項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第14項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第15項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第16項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官、<u>同条第17項</u>の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監、<u>同条第19項</u>の規定により置かれる債権管理幹、<u>同条第24項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第26項</u>の規定により置かれるクラスター対策監、<u>同条第27項</u>の規定により置かれる新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長並びに<u>同条第29項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2) 組織条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第5条第1項の規定により置かれる課及び工事検査事務所の長</p>

<p>(3) 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第9条に規定する所長及び組織規則第152条第4項の規定により置かれる総合事務所の日野振興センター及び農林事務所の八頭事務所の長並びに組織規則第153条第1項の規定により置かれる地方機関の長</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(3) 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第9条に規定する所長及び組織規則第156条第4項の規定により置かれる総合事務所の日野振興センター及び農林事務所の八頭事務所の長並びに組織規則第157条第1項の規定により置かれる地方機関の長</p> <p>(4)・(5) 略</p>
---	---

(鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則の一部改正)

- 17 鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則（平成14年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収職員)</p> <p>第2条 次に掲げる県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）は、徴収職員を命じられたものとする。</p> <p>(1) 県土整備部河川港湾局河川課に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(徴収職員)</p> <p>第2条 次に掲げる県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）は、徴収職員を命じられたものとする。</p> <p>(1) 県土整備部河川課に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

- 18 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域社会振興部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p>	<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p>

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

- 19 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期</p>	<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期</p>

計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、所管部長に提出しなければならない。

（会計処理）

第9条 所管部長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第3条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

2・3 略

（財務諸表等）

第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようとするときは、同項の財務諸表を所管部長に提出しなければならない。

2～4 略

（中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認の手続）

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（積立金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所

計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部局長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、所管部局長に提出しなければならない。

（会計処理）

第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第3条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

2・3 略

（財務諸表等）

第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようとするときは、同項の財務諸表を所管部局長に提出しなければならない。

2～4 略

（中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認の手続）

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（積立金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所

<p>部長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第13条 所管課長は、<u>所管部長</u>が法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに法第40条第5項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。</p> <p>(短期借入金の認可の申請)</p> <p>第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>所管部長</u>に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) その他<u>所管部長</u>が必要と認める事項</p>	<p>管部局長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第13条 所管課長は、<u>所管部局長</u>が法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに法第40条第5項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。</p> <p>(短期借入金の認可の申請)</p> <p>第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>所管部局長</u>に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) その他<u>所管部局長</u>が必要と認める事項</p>
---	--

(鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部改正)

- 20 鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則（平成21年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(名称、設置場所及び所掌機関)</p> <p>第3条 条例第8条第1項の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所掌機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁相談窓口</td> <td>鳥取市</td> <td>地域社会振興部人権尊重社会推進局</td> </tr> <tr> <td>中部相談窓口</td> <td>倉吉市</td> <td>中部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局</td> </tr> <tr> <td>西部相談窓口</td> <td>米子市</td> <td>西部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局</td> </tr> </tbody> </table>			名称	設置場所	所掌機関	本庁相談窓口	鳥取市	地域社会振興部人権尊重社会推進局	中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局	西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局	<p>(名称、設置場所及び所掌機関)</p> <p>第3条 条例第8条第1項の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所掌機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁相談窓口</td> <td>鳥取市</td> <td>総務部人権局</td> </tr> <tr> <td>中部相談窓口</td> <td>倉吉市</td> <td>中部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局</td> </tr> <tr> <td>西部相談窓口</td> <td>米子市</td> <td>西部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局</td> </tr> </tbody> </table>			名称	設置場所	所掌機関	本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局	中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局	西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局
名称	設置場所	所掌機関																											
本庁相談窓口	鳥取市	地域社会振興部人権尊重社会推進局																											
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局																											
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局及び地域社会振興部人権尊重社会推進局																											
名称	設置場所	所掌機関																											
本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局																											
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局																											
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局及び総務部人権局																											

(鳥取県会計管理局組織規則の一部改正)

- 21 鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥取県会計管理部組織規則	鳥取県会計管理局組織規則

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計管理部</u>の内部組織の設置及び所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(内部組織の設置)</p> <p>第2条 <u>会計管理部</u>に、本庁として会計指導課、統括審査課及び工事検査課を置く。</p> <p>2 <u>会計管理部</u>に、地方機関として工事検査事務所を次のとおり置く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>3 <u>会計管理部</u>に鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(各課の所掌事務)</p> <p>第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>会計管理部</u>の連絡調整に関すること。</p> <p>(14) <u>会計管理部</u>の予算経理及び庶務に関すること。</p> <p>(15) その他<u>会計管理部</u>内他課の所掌に属しないこと。</p> <p>統括審査課・工事検査課 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>会計管理部</u>に参事監及び参事を置くことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計管理局</u>の内部組織の設置及び所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(内部組織の設置)</p> <p>第2条 <u>会計管理局</u>に、本庁として会計指導課、統括審査課及び工事検査課を置く。</p> <p>2 <u>会計管理局</u>に、地方機関として工事検査事務所を次のとおり置く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>3 <u>会計管理局</u>に鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(各課の所掌事務)</p> <p>第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>会計管理局</u>の連絡調整に関すること。</p> <p>(14) <u>会計管理局</u>の予算経理及び庶務に関すること。</p> <p>(15) その他<u>会計管理局</u>内他課の所掌に属しないこと。</p> <p>統括審査課・工事検査課 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>会計管理局</u>に参事監及び参事を置くことができる。</p>
--	--

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

22 鳥取県会計管理局等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県会計管理部等事務決裁規則</u></p>	<p><u>鳥取県会計管理局等事務決裁規則</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計管理部</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び電子出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計管理局</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び電子出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能</p>

<p>率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 課長 <u>鳥取県会計管理部組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課の長をいう。</p> <p>(11) 所長 <u>鳥取県会計管理部組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所の長をいう。</p> <p>(12) 会計担当職員 <u>鳥取県会計管理部組織規則</u>第5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(13)～(16) 略</p>	<p>率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 課長 <u>鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課の長をいう。</p> <p>(11) 所長 <u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所の長をいう。</p> <p>(12) 会計担当職員 <u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(13)～(16) 略</p>
--	--

(鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部改正)

23 鳥取県天神川流域下水道事業財務規則（令和2年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業出納員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 企業出納員は、生活環境部<u>自然共生社会局水環境保全課</u>の課長（以下「水環境保全課長」という。）及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(企業出納員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 企業出納員は、生活環境部<u>くらしの安心局水環境保全課</u>の課長（以下「水環境保全課長」という。）及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 略</p>

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第35号**

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部、<u>会計管理部</u>、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第3項に規定する地方機関、<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第2項に規定する地方機関、鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(出納員)</p> <p>第5条 <u>会計管理部</u>に出納員を置き、会計指導課長及び統括審査課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、<u>会計管理部</u>以外の部並びに出納機関以外の機関に必要な応じて出納員を置くことができる。</p> <p>(電子出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部及び出納機関に会計管理者が所属において電子情報処理組織を利用する方法により処理するものとして別に定める経費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「電子出納員」という。）を置き、次の表の左欄に掲げる部又は出納機関の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された<u>部局</u>、<u>会計管理局</u>、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第3項に規定する地方機関、<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第2項に規定する地方機関、鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(出納員)</p> <p>第5条 <u>会計管理局</u>に出納員を置き、会計指導課長及び統括審査課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、<u>会計管理局</u>以外の部並びに出納機関以外の機関に必要な応じて出納員を置くことができる。</p> <p>(電子出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部及び出納機関に会計管理者が所属において電子情報処理組織を利用する方法により処理するものとして別に定める経費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「電子出納員」という。）を置き、次の表の左欄に掲げる部又は出納機関の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充</p>

てる。

(1) 部（教育委員会事務局及び警察本部を除く。）	所属（ <u>会計管理部</u> にあつては、会計指導課。以下この項において同じ。）の課長補佐（これと同等の職を含む。）の職にある者のうち、所属の長が指定するもの
略	

2・3 略

（分任出納員及び会計員）

第5条の3 会計管理部及び出納機関に会計員を置き、必要に応じて分任出納員を置く。

2 知事は、会計管理部以外の部並びに出納機関以外の機関に必要なに応じて分任出納員又は会計員を置くことができる。

3 略

（収納金の払込み）

第21条 略

2 略

3 会計管理者は、会計管理部以外の部及び出納機関以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した現金（証券）領収証書原符及び現金（証券）出納簿（様式第42号）について毎年1回以上検査を行わなければならない。

（徴収又は収納の委託の検査）

第26条の2 会計管理者は、令第158条第4項に規定する検査を行うときは、会計管理部又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。

2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検査を行うときは、会計管理部会計指導課、政策戦略本部税務課又は県税事務所（鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条の規定により設置された県税事務所をいう。）の職員のうちから検査員を命ずる。

3～5 略

附 則

（施行期日）

1 略

てる。

(1) 部（教育委員会事務局及び警察本部を除く。）	所属（ <u>会計管理局</u> にあつては、会計指導課。以下この項において同じ。）の課長補佐（これと同等の職を含む。）の職にある者のうち、所属の長が指定するもの
略	

2・3 略

（分任出納員及び会計員）

第5条の3 会計管理局及び出納機関に会計員を置き、必要に応じて分任出納員を置く。

2 知事は、会計管理局以外の部並びに出納機関以外の機関に必要なに応じて分任出納員又は会計員を置くことができる。

3 略

（収納金の払込み）

第21条 略

2 略

3 会計管理者は、会計管理局以外の部及び出納機関以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した現金（証券）領収証書原符及び現金（証券）出納簿（様式第42号）について毎年1回以上検査を行わなければならない。

（徴収又は収納の委託の検査）

第26条の2 会計管理者は、令第158条第4項に規定する検査を行うときは、会計管理局又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。

2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検査を行うときは、会計管理局会計指導課、総務部税務課又は県税事務所（鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条の規定により設置された県税事務所をいう。）の職員のうちから検査員を命ずる。

3～5 略

附 則

（施行期日）

1 略



(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

政策戦略本部政策戦略局東京本部	政策戦略本部政策戦略局東京本部の総務・関係人口・県立ハローワークチームの主幹
政策戦略本部政策戦略局関西本部	政策戦略本部政策戦略局関西本部観光・情報発信・販路開拓チームの主幹
総務部行政体制整備局職員人材開発センター	総務部行政体制整備局職員人材開発センターの課長補佐
生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の課長補佐
略	
農林水産部農業振興局農業大学校	農林水産部農業振興局農業大学校の課長補佐
略	

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県西部総合事務所	(1) 県民福祉局総務室の室長 (2) 日野振興センター日野振興局地域振興課の課長補佐
略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所県民福祉局総務室の室長

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

交流人口拡大本部東京本部	交流人口拡大本部東京本部の総務・関係人口・県立ハローワークチームの主幹
交流人口拡大本部関西本部	交流人口拡大本部関西本部観光・情報発信・販路開拓チームの主幹
総務部職員人材開発センター	総務部職員人材開発センターの課長補佐
生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の課長補佐
略	
農林水産部農業振興監農業大学校	農林水産部農業振興監農業大学校の課長補佐
略	

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県西部総合事務所	(1) 県民福祉局総務室の室長 (2) 日野振興センター日野振興局地域振興課の課長補佐
鳥取県男女共同参画センター	次長
鳥取県消防防災航空センター	課長補佐
鳥取県消防学校	副校長
鳥取県立公文書館	課長補佐
略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所県民福祉局総務室の室長

	(2) 収税課長
鳥取県立公文書館	課長補佐
鳥取県消防防災航空センター	課長補佐
鳥取県消防学校	副校長
鳥取県東部地域振興事務所	課長補佐
鳥取県男女共同参画センター	次長
略	
鳥取県園芸試験場	(1)～(7) 略 (8) 略
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
政策戦略本部政策戦略局名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務 3 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務
政策戦略本部税務課	1 履行期限を経過した債権の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務
輝く鳥取創造本部観光	略

	(2) 収税課長
鳥取県東部地域振興事務所	課長補佐
略	
鳥取県園芸試験場	(1)～(7) 略 (8) 河原試験地長 (9) 略
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和新時代創造本部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
交流人口拡大本部ふるさと人口政策課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務
交流人口拡大本部名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
交流人口拡大本部観光	略

交流局観光戦略課	
輝く鳥取創造本部観光 交流局交流推進課	略
総務部総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> <li>3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務</li> </ol>
総務部営繕課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> </ol>
総務部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
総務部行政体制整備局 行財政改革推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> <li>3 株式に係る配当金の収納に関する事務</li> </ol>

交流局観光戦略課	
交流人口拡大本部観光 交流局交流推進課	略
総務部総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> <li>3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務</li> </ol>
総務部税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 履行期限を経過した債権の収納に関する事務</li> <li>2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務</li> </ol>
総務部営繕課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> </ol>
総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</li> <li>2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務</li> <li>3 株式に係る配当金の収納に関する事務</li> </ol>
総務部人権局人権・同	鳥取県専修学校等奨学

		和対策課	資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）第13条第1項の規定により返還される奨学金の収納事務
略		略	
地域社会振興部市町村課	略	地域づくり推進部市町村課	略
地域社会振興部県民参画協働課	1・2 略 3 鳥取県個人情報保護条例第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務	地域づくり推進部県民参画協働課	1・2 略 3 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務
地域社会振興部文化政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務	地域づくり推進部文化政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務
地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課	鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）第13条第1項の規定により返還される奨学金の収納事務		
地域社会振興部文化財局文化財課	略	地域づくり推進部文化財局文化財課	略
地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国	略	地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王	略

推進課		国推進課	
略		略	
福祉保健部ささえあい 福祉局 <u>孤独・孤立対策</u> 課	略	福祉保健部ささえあい 福祉局 <u>福祉監査指導課</u>	略
略		略	
<u>子ども家庭部家庭支援</u> 課	略	<u>子育て・人財局家庭支</u> 援課	略
生活環境部衛生環境研 究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金（基金に属する現金を除く。）の 収納及び保管に関する 事務</li> <li>2 入札保証金の領 収、一時保管並びに 払戻し（手許保管の ものに限る。）及び 払込みに関する事務</li> <li>3 契約保証金の領収 及び払込みに関する 事務</li> <li>4 有価証券の出納及 び保管に関する事務</li> </ol>	生活環境部衛生環境研 究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金（基金に属する現金を除く。）の 収納及び保管に関する 事務</li> <li>2 入札保証金の領 収、一時保管並びに 払戻し（手許保管の ものに限る。）及び 払込みに関する事務</li> <li>3 契約保証金の領収 及び払込みに関する 事務</li> <li>4 有価証券の出納及 び保管に関する事務</li> </ol>
		生活環境部循環型社会 推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 77号の2、第77号の 3、第79号の6、第 79号の7、第80号、 第81号、第84号ア、 第85号、第86号、第 89号ア及び第92号に 規定する手数料の収 納事務</li> <li>2 産業廃棄物の処分 に係る行政代執行法 （昭和23年法律第43 号）第2条の規定に 基づく代執行の費用 の収納事務</li> </ol>
生活環境部 <u>自然共生社</u> 会局 <u>自然共生課</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 236号及び第237号に 規定する手数料並び に鳥取県税条例第3 条第2号アに規定す る狩猟税の収納事務</li> </ol>	生活環境部 <u>緑豊かな自</u> 然課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 236号及び第237号に 規定する手数料並び に鳥取県税条例第3 条第2号アに規定す る狩猟税の収納事務</li> </ol>

	2 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）第14条に規定する過料の収納に関する事務		2 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）第14条に規定する過料の収納に関する事務
生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第77号の2、第77号の3、第79号の6、第79号の7、第80号、第81号、第84号ア、第85号、第86号、第89号ア及び第92号に規定する手数料の収納事務 2 産業廃棄物の処分に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行の費用の収納事務		
略		略	
生活環境部くらしの安心局まちづくり課	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第20条第1項及び同条第2項の規定による保証金の収納事務	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務
生活環境部くらしの安心局住宅政策課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務 3 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた		3 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係る使用

	損害賠償金の収納事務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務
危機管理部・生活環境部 原子力環境センター	略
略	
農林水産部農業振興局 生産振興課	略
略	
県土整備部道路局道路企画課	略
会計管理部会計指導課	略
教育委員会事務局教育総務課	1・2 略 3 <u>鳥取県個人情報保護条例第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務</u>
略	
警察本部広報県民課	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 <u>鳥取県個人情報保護条例第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務</u>
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
政策戦略本部政策戦略局東京本部	略
政策戦略本部政策戦略局関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務

	料の収納事務 6 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第20条第1項及び同条第2項の規定による保証金の収納事務
危機管理局・生活環境部 原子力環境センター	略
略	
農林水産部農業振興監 生産振興課	略
略	
県土整備部道路企画課	略
会計管理局会計指導課	略
教育委員会事務局教育総務課	1・2 略
略	
警察本部広報県民課	公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
交流人口拡大本部東京本部	略
交流人口拡大本部関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
鳥取県立公文書館	公文書館が発行する刊行物及び県史に関する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の

略	
鳥取県西部県税事務所	県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務
鳥取県立公文書館	公文書館が発行する刊行物及び県史に関する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
地域社会振興部文化政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務
子ども家庭部家庭支援課	略
略	

別表第3（第26条の3関係）

区分	歳入の名称
略	
不当利得による返還金	略 鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第3条第1項の規定による認定を受けた企業立地事業を実施する者に交付された企業立地事業補助金及び同条第2項の規定によ

収納に関する事務	
略	
鳥取県西部県税事務所	1 県税に係る歳入金の収納及び保管に関する事務 2 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務 3 歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務 4 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
子育て・人財局家庭支援課	略
略	

別表第3（第26条の3関係）

区分	歳入の名称
略	
不当利得による返還金	略 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第3条第1項の規定による認定を受けた企業立地事業を実施する者に交付された企業立地事業補助金の交付決定の取消しに伴う返還金



	<p>る認定を受けた次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付決定の取消しに伴う返還金</p> <p>鳥取県産業未来共創条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例第3条第1項の規定による認定を受けた産業成長事業を実施する者に交付された産業成長応援補助金及び同項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の交付決定の取消しに伴う返還金</p> <p>鳥取県産業未来共創条例第4条第1項の規定による認定を受けた産業未来共創事業を実施する者に交付された産業未来共創補助金及び同項の規定による認定を受けた先端的デジタル活用企業立地促進事業を実施する者に交付された先端的デジタル活用企業立地促進補助金の交付決定の取消しに伴う返還金</p>		
--	--	--	--

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中出納員に委任させる事務の表教育委員会事務局教育総務課の項第2号の次に1号を加える部分及び同表警察本部広報県民課の項に1号を加える部分並びに分任出納員に委任させる事務の表西部県税事務所の項の改正部分 公布の日
- (2) 別表第3の改正規定 鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）の施行の日
- (3) 別表第1の改正規定中鳥取県園芸試験場の項第8号を削る部分 令和6年4月1日